

FTSN 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

- 1.本ネットワークの名称は、「FTSN(フェアトレード学生ネットワーク)」とする。
- 2.本ネットワークの英名表記は、「Fair Trade Student Network」とする。
- 3.本ネットワークの略称は、「FTSN」とする。

第2条(目的)

本ネットワークは、途上国の貧困問題や環境問題を乗り越えるひとつの手段として、また人々がこれらの問題の根本にある社会・経済構造そのものに目を向けるひとつのきっかけとして、フェアトレードを支持し、日本におけるフェアトレード、さらなる普及を目指す。

そのために

- (1)フェアトレードに関わる活動を行う個人・団体の協働に繋がる対話の場を形成し、ネットワークを構築する
 - (2)フェアトレードに関わる活動を行う個人・団体の能力醸成(キャパシティビルディング)の機会の創出に取り組む
 - (3)フェアトレードに関わる活動を行う個人・団体の情報や意見、を社会に発信する
- 以上を踏まえ、日本におけるフェアトレードの窓口的存在になることを目的とする。
ただし、特定団体を優先せず、直接的・金銭的利益につながる活動は行わない。

第3条 (活動)

本ネットワークは前条の目的を達成するため、メーリングリスト、メールマガジン、HPまたはブログなどのメディアによる情報共有・発信、合宿、イベント・キャンペーン、調査などを行う

第2章 組織

第4条 (組織定義および支部)

本ネットワークは、各支部をおくネットワークである。その支部を含めたネットワーク全体を指し示すとき、特にFTSNジャパンと称する。

第5条 (支部の事務局)

本ネットワークの各支部は、定期的な活動を円滑に行うために、それぞれのコアメンバー(7条1項参照)による事務局を置く。

第6条 (各支部の規約)

1. 各支部はFTSNの目的に則り、各支部の状況に基づいた規約を作成する。
2. 各支部の規約は総会(8章参照)で承認する。規約の改正もまた、総会で承認する。

第3章 メンバー

第7条(メンバーの種別)

本ネットワークには、各支部に次に掲げる構成区分を置く。

1. FTSNコアメンバー

フェアトレードに関心を持ち、その普及に向けて行動する意思を有するとともに、本ネットワークの運営に関与する意思を持つ者とする。このコアメンバーをもって各支部の事務局とする。

2. FTSNメンバー

フェアトレードに関心を持ち、その普及に向けて行動する意思を有し、イベントなどでの活動に参加する意思を持つものとする。各支部の所在する地域以外の者もFTSNメンバーとなることができる。また、このFTSNメンバーには、FTSNコアメンバーも含むものとする。

第4章 メーリングリスト

第8条 本ネットワークは、情報交換、連絡の手段としてメーリングリストを使用する。

目的によって、以下のメーリングリストを使い分けることとする。

(メーリングリストの種別)

1.各支部のFTSNコアメンバーのメーリングリスト

各支部のFTSNメンバーが登録し、各支部の運営のために使用する。

2.各支部のFTSNメンバーのメーリングリスト

各支部のFTSNメンバーが登録し、情報交換のために使用する。

3.FTSNジャパンのメーリングリスト

FTSNメンバーが登録し、FTSN全体の情報交換のために使用する。

第5章 各支部のFTSN代表

第9条 (FTSN代表の選出)

各支部のFTSN代表は、各支部のFTSNコアメンバーの信任を得て選出される。なお、各支部のFTSNの代表は学生であることとする。代表の選出方法については、各支部の規約のよるものとする。

第10条(各代表の職務)

1. 各支部代表は、この規約、各支部の会議、FTSN代表会議(第12条参照)、総会の議決に基づき、各支部の業務を統括する
2. 各支部のミーティングごとに、議事録をその他の支部のFTSNコアメンバーメーリングリストに流すこととする
3. 毎月1日に、各支部の簡潔な活動予定と活動報告をジャパンのMLに流すこととする

第11条 (FTSN代表会議の開催)

- 1.FTSN 代表会議とは、各支部のFTSNの代表による会議である。
- 2.原則として毎月 1 度行うものとする。
ただし、必要に際し、目的を設定し、各FTSN代表が召集し、開催する場合があるものとする。
3. 方法は、チャット、skype などの通信手段によるものとする。
4. 会議終了後議事録を作成し、各支部のFTSNコアメンバーメーリングリストに流すこととする。

第6章 事務局

第12条(事務局の構成)

1. 本ネットワークの業務を遂行するために事務局を全国に一つ置く。
2. 事務局には事務局長を 1 名置き、事務局の業務を統括する。
3. 事務局長の選出は総会において承認される

第13条(事務局の業務)

1. 事務局は次に掲げる業務を実行する。
 - 1)メーリングリストの管理
 - 2)年 2 回の合宿の企画・実施
 - 3)年 1 回の報告書の作成
 - 4)各支部以外の地域の情報収集
 - 5)前号及び、各支部により収集された情報の統括

第7章 意思決定

第14条(意思決定の方法)

- 1.FTSNジャパン全体にかかわる意思決定が必要な際は、まず代表会議を開催し、その後各支部の事務局で討議し、その内容を持ち寄り代表会議で議決する。
- 2.投票による議決が必要な際は、各支部のコアメンバーが投票数を持ち、投票数の2/3以上の賛成をもって可決し、2/3未満のときは否決とする。

第8章 総会

第15条(開催)

総会は、合宿時に開催する。

第16条(内容)

各FTSN、各FTSN加盟団体の活動報告、FTSN全体の方針、規約について話し合う機会とする。

第17条(会議の議決)

議決は出席者数の3分の2の賛同によって可決されるものとする。

第18条(会議の委任状)

会議に出席できない場合、会議前に委任状を提出することで議決に参加できるものとする。

第9章 規約の改正および細則の制定

第19条(規約改正)

本規約改正は、出席者の3分の2以上の賛同によって決議するものとする。

第20条(細則の制定)

1. 本ネットワークの運営上必要と認められるときは、本規約のもとに細則を制定することができる。
2. 細則の制定は、総会の議決による。
3. 加盟個人・団体の活動を制約または強制する細則を制定してはならない。

平成17年9月吉日

平